

## 本庄市観光協会推奨土産品申請についての注意事項

### 1 観光土産品の要件

販売の目的を持って市内で製造又は販売されている製品で、次の要件を具備しているものをいう。

- (1) 郷土色豊かなもの。
- (2) 名称、品質、意匠、包装、デザイン、価格等が適正であるもの。
- (3) 土産品として、一定の期間、一定の量を生産し、販売しているもの。
- (4) 食品衛生法、計量法、意匠法その他、法規に違反していないもの。
- (5) その他推奨に値すると認められるもの。

### 2 申請点数

申請点数は制限なし。

### 3 申請方法

(1) 申請 所定の申請書により1品1枚とし、商品画像を添えて申請する。

(2) 申請先 本庄市観光協会事務局

〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3

E-mail : info@honjo-kanko.jp

\*本庄支部 (商工観光課内)

電話 : 0495-25-1174 FAX : 0495-25-7750

\*児玉支部 (支所環境産業課内)

電話 : 0495-72-1334 FAX : 0495-72-4216

(3) 締切日 **令和7年6月27日(金)**

### 4 現品の提出(新規申請・変更申請の場合)

審査のための現品は、包装のまま提出する。

※現品は原則返却いたしません。

※現品の破損、損傷等については、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

### 5 選定

選定は選定委員会に諮り厳正に決定する。推奨を決定した土産品には「推奨状」を交付する。

### 6 推奨手数料

1品につき500円。

### 7 推奨シールの交付

推奨品の選定を受けた土産品は、「推奨シール」を使用することができる。

### 8 推奨の有効期限

**定例審査会において推奨・決定された日から2年間**

※ただし、途中で推奨を受けたものは、その日から残余期間とする。

### 9 申請条件

本庄市観光協会会員に限る。(未加入者は、入会の手続きをしてください。)